とちぎの特別栽培農産物

■とちぎの特別栽培農産物とは・・・

県民の食料に対する安全性や環境問題等への関心の高まりに対応し、県においては、節減対象農薬と化学肥料(窒素成分)の使用量を県慣行(通常に栽培する場合)の半分以下に減らした農産物を「とちぎの特別栽培農産物(愛称:リンク・ティ)」として認証し、本県の生産者が一定の栽培方法に基づいて生産する農産物の認証・表示について必要な事項を定めています。認証区分や表示は、国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」と同じです。



<認証基準>

前作の収穫後から当該農産物の収穫・出荷までの期間、節減対象農薬や化学肥料(窒素成分)の使用を県が定める慣行値(通常に栽培した場合の農薬成分回数や化学肥料の窒素成分使用量)の半分以下で栽培する農産物を認証します。

※とちぎの特別栽培農産物認証基準 は以下の県 HP をご参照ください。

く使用基準>

地域ごとの慣行値ではなく、県統一の慣行値として定めています。なお、農薬と化学肥料の使用基準は、国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」と同じです。

※農薬成分回数・化学肥料の施用量の使用基準 は以下の県HPをご参照ください。

<認証の対象となる農産物>

水稲、はとむぎ、トマト、茶、梨など32作目です。

水稲(玄米・精米)、大豆、そば、はとむぎ、さといも、きゅうり、なす、トマト、いちご、メロン、だいこん、にんじん、 ごぼう、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ、にら、うど、しゅんぎく、レタス、ブロッコリー、アスパラガス、ふき、 かぼちゃ、ズッキーニ、なし、ぶどう、りんご、くり、ブルーベリー、茶、ゆうがお(かんぴょう)

<認証の仕組み>

県が認定した「確認機関」が生産は場や栽培管理等の認証要件を チェックし、この結果をもとに県が認証の適否を判断し、県の認証を 受けた農産物のみに認証マーク(リンク・ティ)を付すことができます。 ※確認機関 は以下の県HPをご参照ください。



ーお問合せ先ー

栃木県農政部経営技術課環境保全型農業担当

〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20 Tel: 028-623-2286 FAX: 028-623-2315

ーパソコンからー

栃木県 リンクティ

検索 🔨

http://www.pref.tochigi.lg.jp/gO4/work/nougyou/seisan-ryuutsuu/rink t.html